

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 の 2 の項中「第 3 条第 1 項第 5 号から第 9 号までのいずれかに該当する者に対する」を「による」に改め、同表 5 の項中「別表第 1 の 19 の項」を「別表の 19 の項」に改め、同表 6 の項中「別表第 1 の 27 の項」を「別表の 27 の項」に改め、同表に次のように加える。

7 市長	重度の障害者に対する住宅設備の改善に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第2第3項の表2の項中「第3条第1項第5号から第9号までのいずれかに該当する者に対する」を「による」に改め、同表に次のように加える。

6 市長	重度の障害者に対する住宅設備の改善に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定(同表5の項及び6の項の改正規定を除く。)、別表第2第3項の表の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日

(相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例(令和5年相模原市条例第78号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を削る。

提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に

伴う定義に係る規定及び個人番号の利用に係る事務に係る規定の改正並びに同法の条項を引用する規定の整理並びに障害者に対する医療費等の助成に関する事務において個人番号の利用等を行うための個人番号の独自利用事務に係る規定並びに庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 3 号関係資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 定義に係る規定の改正(第 2 条関係)

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)に規定する事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものを特定個人番号利用事務と定義するもの

イ 特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものを利用特定個人情報と定義するもの

(2) 個人番号の利用に係る事務に係る規定の改正(第 4 条関係)

ア 市の機関が行う特定個人番号利用事務を個人番号の独自利用事務とするもの

イ 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができることとするもの

(3) 個人番号の独自利用事務に係る規定並びに庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の改正(別表第 1 及び別表第 2 第 3 項の表関係)

次の事務を個人番号の独自利用事務及び庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務として追加し、それぞれに掲げる情報を庁内連携ができる特定個人情報とするもの

ア 相模原市医療費助成条例(昭和 49 年相模原市条例第 13 号)による重度の障害者に対する医療費の助成に関する事務

(ア) 障害児入所支援若しくは措置等又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報

(イ) 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報

- (ウ) 生活保護関係情報
- (エ) 地方税関係情報
- (オ) 国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
- (カ) 児童扶養手当関係情報
- (キ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する公的年金給付の支給に関する情報
- (ク) 特別児童扶養手当関係情報
- (ケ) 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報
- (コ) 療養介護又は施設入所支援に関する情報
- (サ) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報
- (シ) 療育手帳に関する情報
- イ 重度の障害者に対する住宅設備の改善に要する経費の助成に関する事務
 - (ア) 地方税関係情報
- ウ 軽度又は中等度の難聴児に対する補聴器の購入費の助成に関する事務
 - (ア) 地方税関係情報

2 施行期日

- (1) 1(3)に係る規定 公布の日
- (2) 1(1)及び(2)に係る規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
(相模原市看護師等修学資金貸付条例の一部改正)

第1条 相模原市看護師等修学資金貸付条例(平成5年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「関し」を「ついて」に改める。

第2条第1項中「、厚生労働大臣」を削る。

第4条第1号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第8条中「ときは、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第13条中「関し」を「ついて」に改める。

(相模原市情報公開条例の一部改正)

第2条 相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第7条第6号」を「第7条第7号」に改める。

第14条第2項第1号中「同条第2号ただし書」を「同条第3号ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例の見直しに伴う適時性を確保するための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

既存条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市看護師等修学資金貸付条例の一部改正(第1条関係)

修学資金の貸付け等に係る規定の整理及び修学資金の返還方法を規則で定めていることを明確化するための規定の改正をするもの

(2) 相模原市情報公開条例の一部改正(第2条関係)

公益上の理由による裁量的公開に係る規定及び第三者保護に関する手続に係る規定における他の条項の引用について整理するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を
次のように改正する。

第 15 条の 3 第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、職務の特殊性等を考慮して任命権者が必要と認める職については、勤
務 1 日につき、83,000 円を超えない範囲内において任命権者が規則で定め
る額とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

職務の特殊性等が認められる職の人材を確保するため、会計年度任用短時間勤
務職員の報酬等に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第15号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に係る規定の改正(第15条の3関係)

会計年度任用短時間勤務職員の報酬の限度額について、職務の特殊性等を考慮して任命権者が必要と認める職にあつては、勤務1日につき83,000円とするもの

2 施行期日

令和6年4月1日

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を
次のように改正する。

第9条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1
項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第10条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)による地方自治法
(昭和22年法律第67号)の改正に伴い、育児休業をしている職員の勤勉手当の
支給に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市職員の育児休業等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に係る規定の改正(第9条関係)

勤勉手当の基準日に育児休業をしている会計年度任用職員について、同日以前6月以内に勤務した期間がある者には、勤勉手当を支給することとするもの

2 施行期日

令和6年4月1日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 1 号の表備考 3 中「別表第 4 第 6 号の表 1 の項」を「別表第 4 第 7 号の表 1 の項」に改める。

別表第 4 中第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 7 号の表 1 の項中「別表第 4 第 6 号の表 2 の項の(1)」を「別表第 4 第 7 号の表 2 の項の(1)」に改め、同表 2 の項中「別表第 4 第 6 号の表 6 の項の(1)」を「別表第 4 第 7 号の表 6 の項の(1)」に改め、同号を別表第 4 第 8 号とし、同表中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同表第 4 号の表中「別表第 4 第 3 号の表 3 の項の(1)」を「別表第 4 第 4 号の表 3 の項の(1)」に改め、同号を別表第 4 第 5 号とし、同表第 3 号の表 1 の項(1)中「及び第 6 号」を「及び第 7 号」に改め、同項(1)ア中「第 6 号の表 3 の項」を「第 7 号の表 3 の項」に改め、同項(3)ウ中「第 6 号の表 3 の項」を「第 7 号の表 3 の項」に改め、同号を別表第 4 第 4 号とし、同表中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下この号において「令」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	令第 137 条の 12 第 6 項	建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1 件	27,000 円

2	令第137条の12第7項	建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における道路内における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
---	--------------	--	----	---------

別表第5第1号の表2の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第5第4号の表1の項中

「

法第5条第1項第1号に該当する者が移動式製造設備のみを使用する場合であって、当該設備の処理容積が右に掲げる区分ごとであるもの	1,000立方メートル以上のもの	1件	91,000円
	500立方メートル以上1,000立方メートル未満のもの	1件	75,000円
	100立方メートル以上500立方メートル未満のもの	1件	60,000円
	50立方メートル以上100立方メートル未	1件	44,000円

満のもの		
10万立方メートル以上 50万立方メートル未満のもの	1件	27,000円
2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満のもの	1件	21,000円
5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満のもの	1件	16,000円
1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	1件	13,000円
200立方メートル以上1,000立方メートル未満のもの	1件	11,000円
100立方メートル以上200立方メートル未満	1件	7,400円

を

	のもの		
--	-----	--	--

法第5条第1項第1号に該当する者が移動式製造設備のみを使用する場合であって、当該設備の処理容積が右に掲げる区分ごとであるもの(当該者が当該設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けている場合を除く。)	1,000万立方メートル以上のもの	1件	91,000円
	500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満のもの	1件	75,000円
	100万立方メートル以上500万立方メートル未満のもの	1件	60,000円
	50万立方メートル以上100万立方メートル未満のもの	1件	44,000円
	10万立方メートル以上50万立方メートル未満のもの	1件	27,000円
	2万5,000立方メートル以上10万立方メートル	1件	21,000円

未満のもの		
5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満のもの	1件	16,000円
1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満のもの	1件	13,000円
200立方メートル以上1,000立方メートル未満のもの	1件	11,000円
100立方メートル以上200立方メートル未満のもの	1件	7,400円
法第5条第1項第1号に該当する者が移動式製造設備のみを使用する場合であって、当該設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けているとき。	1件	6,000円

に改め、同表5の項中「(昭

」

和 4 2 年法律第 1 4 9 号)」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 9 号)による建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)の改正及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和 5 年政令第 2 8 0 号)による建築基準法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)の改正に伴う同令に基づく事務に係る手数料の規定の追加並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 3 4 7 号)による地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 1 2 年政令第 1 6 号)の改正を踏まえた消防法(昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号)及び高圧ガス保安法(昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第17号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第4第2号の表関係)

建築基準法施行令に基づく事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円
建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における道路内における建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件	27,000円

(2) 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第5第1号の表関係)

危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分		現行	改定後
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所であって、危険物の貯蔵最大数量が右に掲げる区分ごとであるもの	1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満	1,180,000円	1,450,000円
	5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満	1,410,000円	1,720,000円
	10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満	1,590,000円	1,920,000円
	50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満	1,950,000円	2,360,000円
	100,000キロリットル以上	2,270,000円	2,740,000円

	200,000 キロリットル未満		
	200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,550,000 円	5,640,000 円
	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,820,000 円	7,240,000 円
	400,000 キロリットル以上	7,070,000 円	8,790,000 円

(3) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第5第4号の表関係)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)による液化石油ガスの充てんの許可を受けているときにおける高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
ガスの処理容積が一定以上の設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者が移動式製造設備のみを使用する場合であって、当該設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による液化石油ガスの充てんの許可を受けているときにおける高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	1 件	6,000 円

2 施行期日

令和6年4月1日

相模原市手数料条例等の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例等の一部を改正する条例
(相模原市手数料条例の一部改正)

第 1 条 相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 4 号の表 1 の項及び 2 の項中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に改める。

(相模原市債権の管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市債権の管理に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び」を「並びに」に改め、「昭和 25 年法律第 226 号)」の次に「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表 7 の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)」を、「による地方税」及び「又は地方税」の次に「若しくは森林環境税」を加える。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(相模原市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の相模原市手数料条例別表第1第4号の表1の項及び2の項の規定は、令和6年度以後の年度分の納税証明書及び課税証明書の交付に係る事務について適用し、令和5年度分までの納税証明書及び課税証明書の交付に係る事務については、なお従前の例による。

提案の理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の施行に伴い、納税証明書等の交付に係る事務に係る手数料の規定の改正、強制徴収債権の定義に係る規定の改正及び個人番号の庁内連携ができる事務に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市手数料条例の一部改正(第1条関係)

市民税等に係る事項と合わせて森林環境税に係る事項を記載することとした納税証明書及び課税証明書の交付の事務に係る手数料の金額をそれぞれ300円(多機能端末機による交付の場合は、250円)とするもの

(2) 相模原市債権の管理に関する条例の一部改正(第2条関係)

強制徴収債権の定義に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の規定に基づく徴収金に係る債権を追加するもの

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(第3条関係)

個人番号の庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。)ができる事務に、森林環境税の賦課徴収又は森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務を追加するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 相模原市手数料条例の一部改正に伴う経過措置

1(1)に係る規定は、令和6年度以後の年度分の納税証明書及び課税証明書の交付に係る事務について適用し、令和5年度分までの納税証明書及び課税証明書の交付に係る事務については、なお従前の例によることとするもの

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表2の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を、「書面」の次に「(以下「戸籍証明書」という。)」を加え、同表8の項

「
中

法第48条第2項 又は第117条	届書その他市町村長の受 理した書類の閲覧	1件
---------------------	-------------------------	----

 を
」

「

法第48条第2 項、第117条又 は第120条の6 第1項	届書その他市町村長の受 理した書類の閲覧又は届 書等情報の内容を表示し たものの閲覧	1件 (書類又 は届書 等情報 の内容 を表示 したも のごと に1件)
--	---	--

 に改め、同項を同表
」

10の項とし、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項中「第117条」の次に
「、第120条の6第1項」を、「受理の証明書」の次に「、届書等情報の内容の

証明書」を加え、同項を同表 8 の項とし、同項の前に次のように加える。

7	法第 1 2 0 条の 3 第 2 項	除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1 件 (除籍電子証明書提供用識別符号ごとに 1 件)	700 円
---	------------------------	---	--------------------------------	-------

別表第 1 第 1 号の表 5 の項を同表 6 の項とし、同表 3 の項中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を、「書面」の次に「(以下「除籍証明書」という。)」加え、同項を同表 5 の項とし、同表 4 の項を削り、同表 2 の項の

次に次のように加える。

3	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1件 (証明事項ごとに1件)	350円
4	法第120条の3第2項	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を	1件 (戸籍電子証明書提供用識別符号ごとに1件)	400円

	証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	
--	---	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案の理由

戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)による戸籍法(昭和22年法律第224号)の改正に伴い、同法に基づく事務に係る手数料の規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第19号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加
(別表第1第1号の表関係)

- (1) 本市以外の市町村が本籍地である者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面の交付の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面の交付	1通	450円
除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面の交付	1通	750円

- (2) 本市又は本市以外の市町村が本籍地である者に係る戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 (当該識別符号ごとに1件)	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件 (当該識別符号ごとに1件)	700円

備考

- 「戸籍電子証明書提供用識別符号」及び「除籍電子証明書提供用識別符号」(以下「識別符号」という。)とは、磁気ディスクにより調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項を証明した電磁的記録を識別できるように付される符号をいう。
- 情報提供等記録開示システムを通じて識別符号を発行する場合及び識別

符号の発行の申請と同時に戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求があった場合には、識別符号の発行に係る手数料は徴収しない。

- (3) 本市が届書等を受理し、又は戸籍にその内容を記載した届書等情報の内容の証明書の交付の事務及び届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
届書等情報の内容の証明書の交付	1 通	3 5 0 円
届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件 (当該内容を表示したものと 同様に1件)	3 5 0 円

備考 「届書等情報」とは、戸籍法の規定により提出された届書、申請書等に記載された事項の画像情報をいう。

2 施行期日

令和6年3月1日

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例
相模原市立市民健康文化センター条例(昭和58年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則第3項に見出しとして「(議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(令和8年度から令和19年度までの間における相模原市立北市民健康文化センターの管理の特例)

- 4 第4条第1項に定める休所日のほか、相模原市立北市民健康文化センターの休所日は、令和8年4月1日から令和10年1月1日から同年3月31日までの間において規則で定める日までの間の日(同項に定める休所日を除く。)とする。
- 5 令和8年4月1日から令和9年12月31日までの間の相模原市立北市民健康文化センターの管理については、第18条の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 6 令和10年1月1日から令和20年3月31日までの間の相模原市立北市民健康文化センターの指定管理者の指定については、第19条及び第20条の規定にかかわらず、市長は、令和6年度において、令和20年3月31日までの間、同施設の設計・改修工事、総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担うものとして選定する事業者のうち、同施設の総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担当するもの(以下「総括管理業務等担当事業者」という。)を指定管理者として指定することができる。

7 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、総括管理業務等担当事業者に対し、第20条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して総括管理業務等担当事業者を指定管理者として指定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年4月1日前における相模原市立北市民健康文化センターの施設及び附属設備の利用に係る料金の還付に関する事務は、同日以後は、市長が行うものとする。この場合における相模原市立市民健康文化センター条例第10条の規定の適用については、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

提案の理由

相模原市立北市民健康文化センター改修整備・運営事業の実施に伴い、令和8年度から令和19年度までの間における同施設の管理の特例に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市立市民健康文化センター条例の改正の概要

1 改正の内容

令和8年度から令和19年度までの間における相模原市立北市民健康文化センター(以下「北市民健康文化センター」という。)の管理の特例に係る規定の追加(附則第4項から第7項まで関係)

- (1) 令和8年4月1日から令和10年1月1日から同年3月31日までの間において規則で定める日までの間を、北市民健康文化センターの休所日とすることとするもの
- (2) 令和8年4月1日から令和9年12月31日までの間の北市民健康文化センターの管理については、市長が行うこととするもの
- (3) 令和10年1月1日から令和20年3月31日までの間の北市民健康文化センターの指定管理者の指定については、令和6年度において、令和20年3月31日までの間、北市民健康文化センターの設計・改修工事、総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担うものとして選定する事業者のうち、北市民健康文化センターの総括管理、維持管理及び運営に係る業務を担当するもの(以下「総括管理業務等担当事業者」という。)を指定管理者として指定することができることとするもの
- (4) 総括管理業務等担当事業者を指定管理者として指定しようとするときは、条例に規定する指定の基準に適合していることを確認して指定することとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和8年4月1日前における北市民健康文化センターの施設及び附属設備の利用に係る料金の還付に関する事務は、同日以後は、市長が行うこととするもの

案内図



施設の概要

位 置	相模原市緑区下九沢2071番地1
設置年月日	平成11年5月3日
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建
延べ床面積	9,069.68㎡

相模原市重度障害者等福祉手当条例を廃止する条例について
相模原市重度障害者等福祉手当条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市重度障害者等福祉手当条例を廃止する条例
相模原市重度障害者等福祉手当条例(昭和 4 7 年相模原市条例第 8 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の相模原市重度障害者等福祉手当条例(以下「旧条例」という。)第 5 条の規定による申請を行った者に係る令和 6 年 9 月分までの旧条例第 1 条に規定する重度障害者等福祉手当(以下「重度障害者等福祉手当」という。)については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。
- 3 市長は、令和 6 年 9 月分の重度障害者等福祉手当の支給を受ける者(以下「経過措置対象者」という。)に対し、旧条例の規定の例により、同年 1 0 月分から令和 8 年 9 月分までの重度障害者等福祉手当(経過措置対象者について旧条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる月分までの重度障害者等福祉手当に限る。)に相当する額の手当(以下「経過的市手当」という。)を支給する。この場合において、経過的市手当(令和 7 年 4 月分から令和 8 年 9 月分までの重度障害者等福祉手当に相当する額の手当に限る。)に係る旧条例第 4 条の規定の適用については、同条中「5, 0 0 0 円」とあるのは「2, 5 0 0 円」と、「3, 0 0 0 円」とあるのは「1, 5 0 0 円」とする。

(経過的市手当の支払の調整)

- 4 重度障害者等福祉手当又は経過的市手当(以下「重度障害者等福祉手当等」と

いう。)を支給すべきでないにもかかわらず、重度障害者等福祉手当等の支給としての支払が行われ、又は行われていたときは、その支払われた重度障害者等福祉手当等は、その後に支払うべき経過的市手当の内払とみなすことができる。

提案の理由

障害者施策の見直し及び転換に伴い、重度障害者等福祉手当を廃止いたしたく提案するものである。

相模原市重度障害者等福祉手当条例の廃止の概要

1 廃止の内容

重度障害者等福祉手当の廃止

重度障害者等福祉手当(以下「手当」という。)を段階的に廃止するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置等

ア 令和 6 年 1 0 月 1 日前に申請を行った者に係る同年 9 月分までの手当については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有することとするもの

イ 手当の廃止に伴い、令和 8 年 9 月までの間、その障害の程度が該当する支給の区分に応じ、次のとおり経過的市手当を支給することとするもの

(ア) 令和 6 年 1 0 月から令和 7 年 3 月までの支給額

支給の区分が重度の場合 月額 5, 0 0 0 円

支給の区分が中度の場合 月額 3, 0 0 0 円

(イ) 令和 7 年 4 月から令和 8 年 9 月までの支給額

支給の区分が重度の場合 月額 2, 5 0 0 円

支給の区分が中度の場合 月額 1, 5 0 0 円

※ 支給の区分が重度の場合

身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、知能指数が 3 5 以下、身体障害者手帳 3 級で知能指数が 5 0 以下又は精神保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級に該当する場合

※ 支給の区分が中度の場合

身体障害者手帳 3 級、知能指数が 4 0 以下、精神保健福祉手帳 3 級又は身体障害者手帳 4 級で知能指数が 5 0 以下に該当する場合(支給の区分が重度の場合に該当する場合を除く。)

ウ 支給すべきでない手当又は経過的市手当の支給があったときは、当該手当又は経過的市手当は、その後の経過的市手当の内払とみなすこととするもの

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について
相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例
相模原市医療費助成条例(昭和 4 9 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者で、該当することとなった年齢が 6 5 歳以上であるものは、対象者としな

第 4 条第 4 項中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

前条の規定にかかわらず、同条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者(児童を除く。)で、医療を受けた日の属する年の前年(その日が 1 月から 6 月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の当該者の所得の額が、規則で定める額以上であるときは、対象者としな

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に初めて同条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当することとなった者について適用し、同

日前に同項第1号から第4号までのいずれかに該当していた者については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第4条第1項の規定の施行のために必要な手続その他の行為は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

障害者施策の見直し及び転換に伴い、重度障害者医療費助成事業における対象者に係る規定の改正及び所得の制限に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

相模原市医療費助成条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 対象者に係る規定の改正(第3条関係)

重度障害者医療費助成事業における医療費助成の対象となる障害程度の要件に該当する者(以下「重度障害者」という。)に65歳以上で初めて該当することとなった者については、助成の対象としないこととするもの

(2) 所得の制限に係る規定の追加(第4条関係)

本人の所得の額が一定額以上である重度障害者(児童を除く。)は、助成の対象としないこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年10月1日。ただし、1(2)に係る規定は、令和8年10月1日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、令和6年10月1日以後に初めて重度障害者に該当することとなった者について適用し、同日前に重度障害者に該当していた者については、なお従前の例によることとするもの

(3) 準備行為

1(2)に係る規定の施行のために必要な手続その他の行為は、令和8年10月1日前においても行うことができることとするもの

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例について
相模原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市介護保険条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険条例(平成12年相模原市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「36,300円」に改め、同項第2号中「43,200円」を「47,900円」に改め、同項第3号中「50,400円」を「55,100円」に改め、同項第4号中「57,600円」を「63,800円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「79,800円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「87,800円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「90,000円」を「99,800円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「108,000円」を「119,700円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「122,400円」を「135,700円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「144,000円」を「151,600円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,200,000円」に、「10,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第11号中「165,600円」を「199,500円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号の次に次

の3号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 167,600円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 183,500円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 191,500円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第8条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,700円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,700円」に、「36,000円」を「38,700円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,700円」とあるのは、「54,700円」と読み替えるものとする。

第10条第3項中「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」

を「若しくは第5号ロ又は第8条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第9号まで」を「第5号まで又は第8条第6号から第13号まで」に改める。

第14条第4号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条及び第10条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の第14条第5号の規定は、普通徴収の方法によって徴収する納期又は特別徴収の方法によって徴収する日がこの条例の施行の日以後である保険料の減額又は免除について適用する。

提案の理由

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率の区分の変更及び改定並びに保険料の減額賦課に係る規定の追加並びに保険料の減免に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市介護保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第 1 号被保険者の保険料率の区分の変更及び改定並びに保険料の減額賦課に係る規定の追加(第 8 条関係)

区分		保険料率	
		現行	改定後
		令和 5 年度	令和 6 年度 から令和 8 年度まで
1	生活保護受給者等	36,000 円 (21,600 円)	36,300 円 (22,700 円)
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者等		
	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が 80 万円以下である者等		
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が 80 万円を超え 120 万円以下である者等	43,200 円 (36,000 円)	47,900 円 (38,700 円)
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が 120 万円を超える者等	50,400 円	55,100 円 (54,700 円)
4	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除	57,600 円	63,800 円

	して得た額の合計額が80万円以下である者等		
5	市民税課税者がいる世帯に属する市民税非課税者で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額から当該収入金額に係る所得金額を控除して得た額の合計額が80万円を超える者等	72,000円	79,800円
6	市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満である者等	79,200円	87,800円
7	市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満である者等	90,000円	99,800円
8	市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満である者等	108,000円	119,700円
9	市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満(現行は、320万円以上500万円未満)である者等	122,400円	135,700円
10	市民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満(現行は、320万円以上500万円未満又は500万円以上1,000万円未満)である者等		151,600円
11	市民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満(現行は、500万円以上1,000万円未満)である者等		167,600円
12	市民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満(現行は、500万円以上1,000万円未満)である者等	144,000円	183,500円
13	市民税課税者で、合計所得金額が720万円以上1,000万円未満(現行は、500万円以上1,000万円未満)である者等		191,500円
14	市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上である者	165,600円	199,500円

備考 1、2及び3の区分の保険料率は、低所得者の負担軽減措置として保険

料の減額賦課を行うため、括弧内の額を適用

(2) 保険料の減免に係る規定の追加(第14条関係)

不測の状況に備え、市長が特に必要があると認める場合に保険料を減額又は免除することができることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によることとするもの
イ 1(2)に係る規定は、普通徴収の方法によって徴収する納期又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和6年4月1日以後である保険料の減額又は免除について適用することとするもの

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の6.05」を「100分の6.4」に改める。

第14条中「25,500円」を「27,000円」に改める。

第16条中「100分の2.3」を「100分の2.7」に改める。

第18条中「10,000円」を「11,000円」に改める。

第19条第1号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,250円」に改める。

第20条中「100分の2.15」を「100分の2.32」に改める。

第22条中「9,500円」を「11,500円」に改める。

第28条第1号ア中「17,850円」を「18,900円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同号エ(ア)中「4,200円」を「4,900円」に改め、同号エ(イ)中「2,100円」を「2,450円」に改め、同号エ(ウ)中「3,150円」を「3,675円」に改め、同号オ中「6,650円」を「8,050円」に改め、同条第2号ア中「12,750円」を「13,500円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号エ(ア)中「3,000円」を「3,500円」に改め、同号エ(イ)中「1,500円」を「1,750円」に改め、同号エ(ウ)中「2,250円」を「2,625円」に改め、同号オ中「4,750円」を「5,750円」に改め、同条第3号ア中「5,100円」を「5,400円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,200円」に

改め、同号エ(ア)中「1, 200円」を「1, 400円」に改め、同号エ(イ)中「600円」を「700円」に改め、同号エ(ウ)中「900円」を「1, 050円」に改め、同号オ中「1, 900円」を「2, 300円」に改める。

第28条の2第1項第1号中「3, 825円」を「4, 050円」に改め、同項第2号中「6, 375円」を「6, 750円」に改め、同項第3号中「10, 200円」を「10, 800円」に改め、同項第4号中「12, 750円」を「13, 500円」に改め、同条第2項第1号中「1, 500円」を「1, 650円」に改め、同項第2号中「2, 500円」を「2, 750円」に改め、同項第3号中「4, 000円」を「4, 400円」に改め、同項第4号中「5, 000円」を「5, 500円」に改める。

附則第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(子どもに係る国民健康保険税の減額に係る特例)」を付し、同条中「及び令和5年度」を「から令和6年度まで」に改める。

附則第16条の見出しを削り、同条中「令和5年度」の次に「及び令和6年度」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案の理由

国民健康保険税の税額等の改定及び国民健康保険税の減額の特例に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 国民健康保険税の税額等の改定(第12条、第14条、第16条、第18条から第20条まで、第22条、第28条及び第28条の2関係)

ア 税額

項目		現行	改定後	
基礎課税分 (医療分)	所得割額を算定する際に基礎控除後の総所得金額等に乗じる割合(以下「所得割額の算定割合」という。)	100分の6.05	100分の6.4	
	被保険者均等割額(1人につき。以下「均等割額」という。)	25,500円	27,000円	
	世帯別平等割額 (1世帯につき。以下「平等割額」という。)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	17,000円	改定なし
		特定世帯	8,500円	
		特定継続世帯	12,750円	
	後期高齢者支援金等分	所得割額の算定割合	100分の2.3	100分の2.7
均等割額		10,000円	11,000円	
平等割額		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	6,000円	7,000円
		特定世帯	3,000円	3,500円
特定継続世帯	4,500円	5,250円		
付介 金護 分納	所得割額の算定割合	100分の2.15	100分の2.32	
	均等割額	9,500円	11,500円	
	平等割額	6,000円	改定なし	

備考

1 「特定世帯」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者で、継続して同一の世帯に属するもの(以下「特定同一世帯所属者」という。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、移行後5年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。

2 「特定継続世帯」とは、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、移行後5年を経過してから8年を経過するまでの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。

イ 均等割額及び平等割額につき減額する金額

(ア) 7割減額となる納税義務者に係る世帯(納税義務者及びその世帯に属する被保険者等の総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「合算所得金額」という。)が43万円(給与所得者等の数が2人以上の世帯にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額。以下同じ。)を超えない世帯)

項目		現行	改定後	
基礎課税分 (医療分)	均等割額	17,850円	18,900円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	11,900円	改定なし
		特定世帯	5,950円	
		特定継続世帯	8,925円	
後期高齢者 支学金等分	均等割額	7,000円	7,700円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	4,200円	4,900円
		特定世帯	2,100円	2,450円
		特定継続世帯	3,150円	3,675円
介護 金納 付	均等割額	6,650円	8,050円	
	平等割額	4,200円	改定なし	

(イ) 5割減額となる納税義務者に係る世帯(合算所得金額が、43万円に被保険者等1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯((ア)の世帯を除く。))

項目		現行	改定後	
(医療分)	均等割額	12,750円	13,500円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	8,500円	改定なし
		特定世帯	4,250円	
		特定継続世帯	6,375円	
後期高齢者 等分	均等割額	5,000円	5,500円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	3,000円	3,500円
		特定世帯	1,500円	1,750円
		特定継続世帯	2,250円	2,625円
介護 分納	均等割額	4,750円	5,750円	
	平等割額	3,000円	改定なし	

(ウ) 2割減額となる納税義務者に係る世帯(合算所得金額が、43万円に被保険者等1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯((ア)及び(イ)の世帯を除く。))

項目		現行	改定後	
(医療分)	均等割額	5,100円	5,400円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	3,400円	改定なし
		特定世帯	1,700円	
		特定継続世帯	2,550円	
後期高齢者 等分	均等割額	2,000円	2,200円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯 以外の世帯	1,200円	1,400円
		特定世帯	600円	700円
		特定継続世帯	900円	1,050円
介護 分納	均等割額	1,900円	2,300円	
	平等割額	1,200円	改定なし	

ウ 未就学児に係る均等割額につき減額する金額

項目	現行	改定後
----	----	-----

基礎課税分 (医療分)	イ(ア)の世帯	3,825 円	4,050 円
	イ(イ)の世帯	6,375 円	6,750 円
	イ(ウ)の世帯	10,200 円	10,800 円
	上記以外の世帯	12,750 円	13,500 円
後期高齢者 支援金等分	イ(ア)の世帯	1,500 円	1,650 円
	イ(イ)の世帯	2,500 円	2,750 円
	イ(ウ)の世帯	4,000 円	4,400 円
	上記以外の世帯	5,000 円	5,500 円

(2) 国民健康保険税の減額の特例に係る規定の改正(附則第15条及び第16条関係)

(1)ウに係る減額の対象となる被保険者を18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者とする特例の対象年度を延長し、令和6年度の国民健康保険税を対象とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするもの

附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例について
 附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例
 (附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を
 次のように改正する。

第 1 条中「関しては」を「ついては」に改める。

第 3 条中「関して」を「ついて」に改める。

別表市長の部相模原市地域保健医療審議会の項及び相模原市歯科保健事業推進
 審議会の項を削り、同部に次のように加える。

相模原市保健 医療審議会	保健医療計画及び保健医療に関 する重要事項について、市長の 諮問に応じて調査審議し、その 結果を答申し、又は意見を建議 するとともに、当該計画に基づ く施策の実施状況について意見 を建議すること。	30 人以内 (臨時委員 を除く。)	2 年(補欠の委 員の任期にあつ ては、前任者の 残任期間)
-----------------	--	--------------------------	---

(相模原市健康づくり推進条例の一部改正)

第 2 条 相模原市健康づくり推進条例(令和 5 年相模原市条例第 26 号)の一部を次
 のように改正する。

第 9 条第 3 項中「相模原市地域保健医療審議会」を「相模原市保健医療審議
 会」に改める。

(相模原市食育推進委員会条例の廃止)

第 3 条 相模原市食育推進委員会条例(平成 24 年相模原市条例第 14 号)は、廃止

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に定める相模原市地域保健医療審議会又は相模原市歯科保健事業推進審議会の委員である者の任期は、改正前の条例別表の規定にかかわらず、同日までとする。
(相模原市食育推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 施行日の前日において第3条の規定による廃止前の相模原市食育推進委員会条例(以下「廃止前の条例」という。)に定める相模原市食育推進委員会の委員である者の任期は、廃止前の条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

提案の理由

保健医療に関する重要事項等について調査審議等をするための相模原市地域保健医療審議会及び相模原市歯科保健事業推進審議会に係る規定の削除並びに相模原市保健医療審議会の設置、健康づくり計画に係る規定の改正並びに相模原市食育推進委員会条例の廃止その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

附属機関の設置に関する条例等の改正等の概要

1 改正又は廃止の内容

(1) 附属機関の設置に関する条例の一部改正(第1条関係)

相模原市地域保健医療審議会及び相模原市歯科保健事業推進審議会を廃止し、保健医療計画及び保健医療に関する重要事項について調査審議等を行うことを目的とする相模原市保健医療審議会を設置するもの

(2) 相模原市健康づくり推進条例の一部改正(第2条関係)

健康づくり計画を定め、又は変更しようとするときに意見を聴く審議会について、相模原市保健医療審議会とするもの

(3) 相模原市食育推進委員会条例の廃止(第3条関係)

食育の推進に関する重要事項等について相模原市保健医療審議会において調査審議等を行うことに伴い、食育推進委員会を廃止するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

ア 令和6年3月31日において改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に定める相模原市地域保健医療審議会又は相模原市歯科保健事業推進審議会の委員である者の任期は、改正前の条例の規定にかかわらず、同日までとするもの

イ 令和6年3月31日において廃止前の相模原市食育推進委員会条例(以下「廃止前の条例」という。)に定める相模原市食育推進委員会の委員である者の任期は、廃止前の条例の規定にかかわらず、同日までとするもの

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例について
相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市医療法施行条例の一部を改正する条例
相模原市医療法施行条例(平成24年相模原市条例第41号)の一部を次のように
改正する。

第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の理由

医療法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第85号)による
医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の改正を踏まえ、病院の人員等の
基準に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市医療法施行条例の改正の概要

1 改正の内容

病院の人員等の基準に係る規定の改正(第3条関係)

病床数が100以上の病院について、栄養士又は管理栄養士を置かなければならないこととするもの

2 施行期日

令和6年4月1日

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 31 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。
第 16 条第 2 項第 3 号中「(助産施設及び児童家庭支援センターを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

地域型保育事業を推進するため、家庭的保育者に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 27 号関係資料

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

家庭的保育者に係る規定の改正(第16条関係)

家庭的保育事業及び小規模保育事業C型における家庭的保育者の要件である保育士経験について、助産施設及び児童家庭支援センターにおける保育士経験を認めることとするもの

2 施行期日

令和6年4月1日

相模原市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

相模原市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設(以下「女性自立支援施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営)

第2条 次条に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項の規定に基づき条例で定める女性自立支援施設に係る基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)に定める基準の例による。

(暴力団排除)

第3条 女性自立支援施設の長は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。次項において「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 女性自立支援施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

- (1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等
- (3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)
- 2 相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年相模原市条例第16号)は、廃止する。

提案の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行に伴い創設される女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市立療育センター条例等の一部を改正する条例について
相模原市立療育センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立療育センター条例等の一部を改正する条例
(相模原市立療育センター条例の一部改正)

第1条 相模原市立療育センター条例(昭和50年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表療育相談室の項中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(同法)」を「日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号))」に、「児童発達支援事業」を「療育支援事業」に改め、同表医療型児童発達支援センターの項中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第43条第2号」を「第43条」に、「支援を提供する」を「児童発達支援及び援助を行う」に改める。

第4条第1号中「児童発達支援事業」を「療育支援事業」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第2号中「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。
(相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「障害者訓練業務従事職員」を「障害者支援業務従事職員」に改める。

第3条第1項中「(国民健康保険税を含む。)」を削る。

第14条の見出し中「障害者訓練業務従事職員」を「障害者支援業務従事職員」に改め、同条第1項中「障害者の保育その他の訓練業務で規則で定める業務(以下「訓練業務」という。)に従事する職員に対する」を「障害者支援業務従事職員の」に、「第6条の2の2第3項の規定に基づく肢体不自由のある児童の訓練業務その他の訓練業務」を「第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援その他の障害者の支援に係る業務のうち規則で定める業務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項中「医療型児童発達支援センター嘱託医」を「児童発達支援センター嘱託医」に改める。

提案の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴う医療型児童発達支援センターの名称及び実施する事業に係る規定、指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に係る規定並びに障害者訓練業務従事職員の特殊勤務手当に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立療育センター条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市立療育センター条例の一部改正(第1条関係)

医療型児童発達支援センターの名称を児童発達支援センターとし、その事業について、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供するとともに、障害児の家族等に対して相談、専門的な助言等の必要な援助を行うこととするもの

(2) 相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(第2条関係)

指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者を法人に限らない場合について、病院等が医療型児童発達支援を行う場合としているものを、病院等が児童発達支援を行う場合とするもの

(3) 相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(第3条関係)

障害者訓練業務従事職員の特殊勤務手当を障害者支援業務従事職員の特殊勤務手当とし、その支給の対象とする職員について、肢体不自由のある児童の訓練業務その他の訓練業務に従事した職員としているものを、児童発達支援その他の障害者の支援に係る業務に従事した職員とするもの

2 施行期日

令和6年4月1日

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年相模原
市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の37の項中「御園2丁目地区地区整備計画区域」を「御園二丁目地区
地区整備計画区域」に、「相模原都市計画御園2丁目地区地区計画」を「相模原都
市計画御園二丁目地区地区計画」に改め、同表に次のように加える。

45	大野台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された相模原都市計画大野台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

別表第2の12の表(4)の部リバティ大通り地区の欄中「敷地」の次に「として使用するもの」を加える。

別表第2の28の表(6)の部中「建築物等」を「建築物」に改める。

別表第2の37中「御園2丁目地区地区整備計画区域」を「御園二丁目地区地区整備計画区域」に改める。

別表第2に次のように加える。

45 大野台地区地区整備計画区域

計画地区	A地区	B地区
	(1) 法別表第2(わ)項 第2号から第5号ま	(1) 法別表第2(わ)項 第2号、第3号、第

(1)	建築してはならない建築物	<p>で、第7号及び第8号に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2(を)項第3号から第6号までに掲げる建築物</p> <p>(5) 展示場又は遊技場</p>	<p>7号及び第8号に掲げる建築物</p> <p>(2) 法別表第2(わ)項第5号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p> <p>(3) 法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げる建築物</p> <p>(4) 法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物</p> <p>(5) 法別表第2(を)項第3号及び第4号に掲げる建築物</p> <p>(6) 展示場又は遊技場</p>
(2)	建築物の容積率の最高限度		
(3)	建築物の建蔽率の最高限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	300平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。	150平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
			(1) 道路境界線までの場合にあつては、1メートル

(5)	壁面の位置の制限	(ア)	距離	(2) 隣地境界線までの場合にあつては、地区計画の計画図において、隣地境界線からの後退距離が1メートル以上と定められた箇所については1メートル、隣地境界線からの後退距離が4メートル以上と定められた箇所については4メートル
		(イ)	適用除外の建築物	(1) 物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下であるもの (2) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
(6)	建築物の高さの最高限度	18メートル		

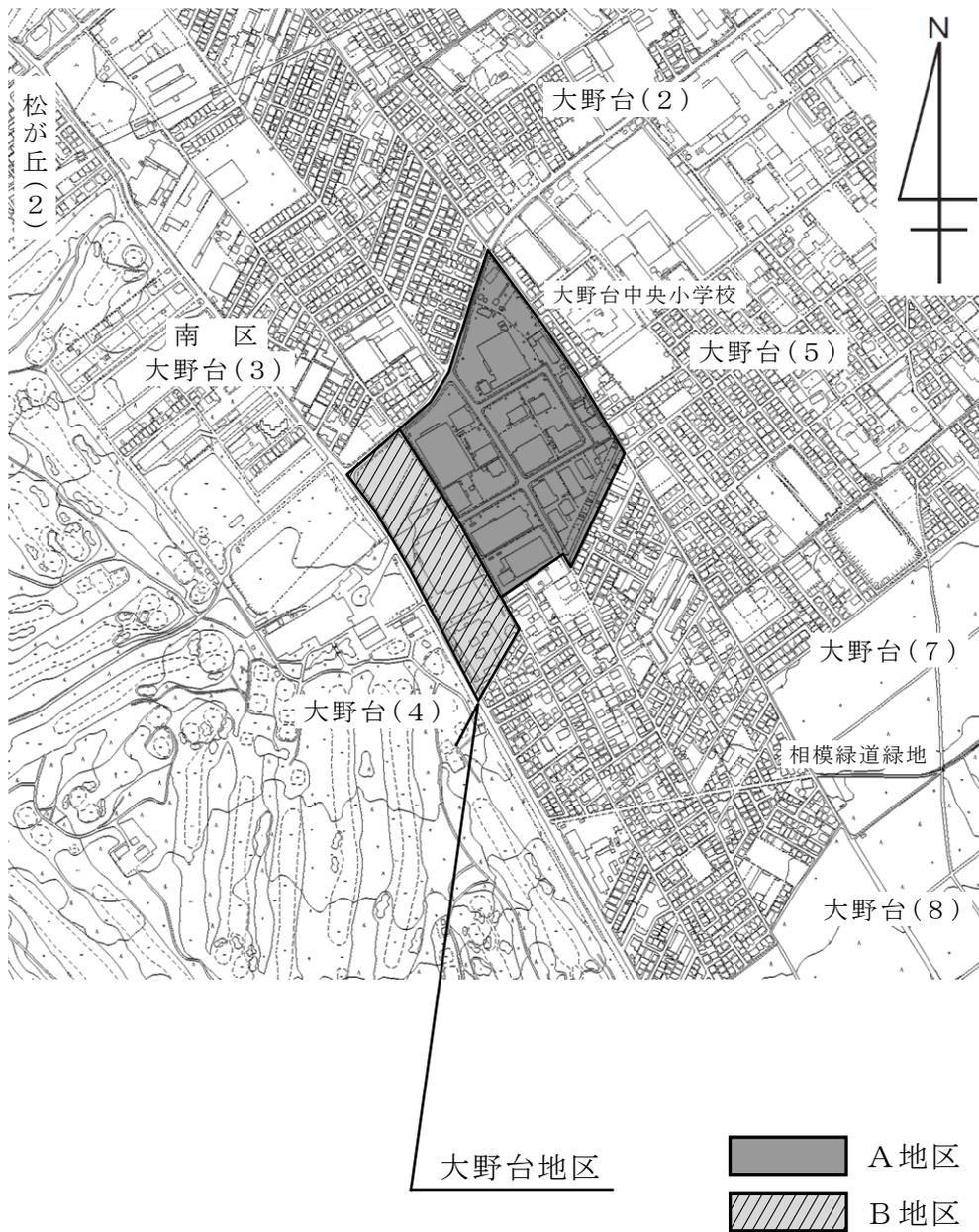
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づく適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するための大野台地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

案内図



相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例
相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号)の一部を次のように改正
する。

別表第 1 号の表小網第 2 団地の項を削り、同表中

「

仲町第 2 団地	相模原市緑区中野 3 4 1 番地
仲町第 3 団地	

」

を

「

仲町第 2 団地	相模原市緑区中野 3 4 1 番地
----------	-------------------

」

に改める。

別表第 2 号の表あじさい住宅上鶴間の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

小網第 2 団地、仲町第 3 団地及びあじさい住宅上鶴間を廃止いたしたく提案するものである。

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市緑区太井 2 9 5 番地
建 設 年 度	昭和 4 1 年 度
戸 数	2 戸
敷 地 面 積	2 9 3 7 . 2 2 m ²

案内図



施設の概要

位 置	相模原市緑区中野341番地
建設年度	昭和35年度
戸 数	1戸
敷地面積	894.00㎡

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市南区上鶴間本町 7 丁目 4 番
建 設 年 度	平成 5 年度
戸 数	1 9 戸
敷 地 面 積	9 2 3 . 4 1 m ²

相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の一部を改正する条例について
相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の一部を改正する条例
相模原市立相模湖ふれあいパーク条例(平成17年相模原市条例第137号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(供用期間)」に改め、同条第1項中「休所日」を「供用期間」に、「同月3日」を「12月31日」に改め、同条第2項中「定め、又は前項の休所日を開所日とする」を「定める」に改め、同条第3項中「定め、又は休所日を開所日とする」を「定める」に改める。

第4条の見出しを「(供用時間及び入出場時間)」に改め、同条第1項中「うち自動車」の次に「の駐車場(以下「自動車の駐車場」という。)」を、「自転車の駐車場」の次に「(以下「自転車の駐車場」という。)(以下これらを「ふれあいパークの駐車場」という。)」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項の供用時間」を「ふれあいパークの駐車場の供用時間」に、「駐車場」を「ふれあいパークの駐車場」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 ふれあいパークの駐車場において第6条に規定する自動車又は自転車等を入場させ、又は出場させることのできる時間(以下「入出場時間」という。)は、午前0時から午後12時までとする。

第25条を第27条とする。

第24条中「第4条第2項、第8条、第12条、第13条第3項、第15条、第16条本文並びに第17条」を「第4条第3項、第5条第2項、第9条、第13条、第14条第3項、第16条、第17条本文並びに第18条第2号」に、「並びに第

4条第2項」を「、第4条第3項並びに第5条第2項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条、第12条及び第13条第3項」を「第9条、第13条、第14条第3項、第17条本文及び第18条第2号」に、「第15条中」を「第16条中」に改め、「、第16条本文及び第17条第2号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と」を削り、同条を第26条とする。

第23条第1号中「駐車場の休所日、」を「休所日並びにふれあいパークの駐車場の」に改め、同号ただし書中「、供用時間」を「並びにふれあいパークの駐車場の供用時間」に改め、同条を第25条とする。

第22条中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とし、第18条から第20条までを2条ずつ繰り下げる。

第17条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

(引取りの請求等)

第19条 市長は、自動車の駐車場に係る利用者が第5条第2項の規定による届出を行うことなく、同条第1項に規定する期間を超えて自動車の駐車場を利用している場合又は同条第2項の規定により届け出た期間を超えて自動車の駐車場を利用している場合には、当該利用者に対して通知又は自動車の駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、市長は、当該利用者が自動車の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は当該利用者を確認することができないときは、当該自動車の自動車検査証(道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証をいう。)に記載された所有者又は使用者に対して通知又は自動車の駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

3 市長は、前項の規定による請求を行うために必要な限度において、当該自動車について必要な調査をすることができる。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条の見出しを「(禁止行為)」に改め、同条第2項中「駐車場」を「ふれあいパークの駐車場」に、同条第3項中「前項第1号」を「同項第1号」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第1項中「定期駐車券に」を「自動車定期駐車券又は自転車等定期駐車券(以下単に「定期駐車券」という。))に」に改め、同条を第9条とする。

第7条第2項中「別表第1第1号の表に掲げる」を「前条第2項の規定により定められた」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「駐車場」を「ふれあいパークの駐車場」に、「第18条」を「第20条」に改め、同条第3項中「は、自動車の駐車場の定期駐車券」の次に「(以下「自動車定期駐車券」という。))」を加え、「自動車の駐車場の定期駐車券に」を「自動車定期駐車券に」に改め、同条第4項中「定期駐車券」の次に「(以下「自転車等定期駐車券」という。))」を加え、同条第5項第1号及び第2号中「定期駐車券」を「自動車定期駐車券」に改め、同項第3号中「定期駐車券」を「自転車等定期駐車券」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「ふれあいパークの」を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(利用期間)

第5条 自動車の駐車場の1回の利用(第7条第3項に規定する自動車定期駐車券によるものを除く。)は、自動車の駐車場に入場した日から起算して7日以内とする。

2 前項に規定する期間を超えて自動車の駐車場を利用しようとする者は、利用しようとする期間その他規則で定める事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。

別表第1中「第6条」を「第7条」に改め、同表第1項を次のように改める。

1 自動車1台当たりの自動車定期駐車券による駐車以外の駐車に係る利用料金30分までごとに100円とする。ただし、駐車を開始から30分までは、無料とする。

別表第1第2項中「自転車等」を「自転車」に改め、同項の表備考1中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め、同表備考3中「定期駐車券」を「自転車等定期駐車券」に改める。

別表第2中「第6条」を「第7条」に、「定期駐車券」を「自動車定期駐車券」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項を改め、同条を第8条とする改正規定(第7条第2項を改める部分に限る。)、第23条第1号を改め、同条を第25条とする改正規定(第23条第1号を改める部分に限る。)及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条、第19条及び別表第1第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始した相模原市立相模湖ふれあいパークのうち自動車の駐車場の利用及び当該利用に係る料金について適用し、施行日前に開始した同駐車場の利用及び当該利用に係る料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第5条第2項に規定する届出の受理その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

提案の理由

相模原市立相模湖ふれあいパークの利便性の向上を図るための休所日に係る規定及び入出場時間に係る規定の改正、利用期間に係る規定及び引取りの請求等に係る規定の追加並びに利用料金に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 休所日に係る規定の改正(第3条関係)

1月1日から同月3日までとしていた相模原市立相模湖ふれあいパーク(以下「ふれあいパーク」という。)の休所日を廃止するもの

(2) 入出場時間に係る規定の改正(第4条関係)

自動車の駐車場における入出場時間について、午前0時から午後12時までとするもの

(3) 利用期間に係る規定の追加(第5条関係)

ア 自動車の駐車場の1回の利用(定期駐車券によるものを除く。)について、駐車場に入場した日から起算して7日以内とするもの

イ アの期間を超えて自動車の駐車場を利用しようとする者は、利用しようとする期間その他規則で定める事項を、あらかじめ市長に届け出なければならないこととするもの

(4) 引取りの請求等に係る規定の追加(第19条関係)

ア 市長は、自動車の駐車場に係る利用者が(3)イに係る規定による届出を行うことなく、(3)アの期間を超えて自動車の駐車場を利用している場合又は(3)イに係る規定により届け出た期間を超えて自動車の駐車場を利用している場合には、当該利用者に対して通知又は自動車の駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求することができることとするもの

イ アに係る規定による請求をした場合において、市長は、当該利用者が自動車の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は当該利用者を確知することができないときは、当該自動車の自動車検査証に記載された所有者又は使用者に対して通知又は自動車の駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができることとするもの

ウ 市長は、イの請求を行うために必要な限度において、当該自動車について

必要な調査をすることができることとするもの

(5) 利用料金に係る規定の改正(別表第1関係)

自動車1台当たりの定期駐車券による駐車以外の駐車に係る利用料金について、1日を通し、駐車開始から30分までは無料とし、その後30分までごとに100円とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(3)に係る規定については、公布の日

(2) 経過措置

1(3)から(5)までに係る規定は、令和7年4月1日以後に開始した自動車の駐車場の利用について適用し、同日前に開始した自動車の駐車場の利用については、なお従前の例によることとするもの

(3) 準備行為

1(3)イに係る規定による届出の受理その他必要な準備行為は、令和7年4月1日前においても行うことができることとするもの

相模原市人権尊重のまちづくり条例について
相模原市人権尊重のまちづくり条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市人権尊重のまちづくり条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 1 1 条)

第 2 章 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進(第 1 2 条—第 1 8 条)

第 3 章 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(第 1 9 条—第 2 7 条)

第 4 章 声明(第 2 8 条)

第 5 章 人権委員会(第 2 9 条—第 3 3 条)

第 6 章 雑則(第 3 4 条)

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言はこのようにうたい、日本国憲法も基本的人権の尊重をその基本原理としている。人権は、国家を始めとした公権力により侵害されてはならないことはもちろんのこと、私人間においても相互に尊重し合う必要がある。

このような中、国際人権規約を始めとした人権に関連する諸条約の締結及び人権に関連する法令の整備が進み、本市においても、これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきた。

しかしながら、本市においては、平成 2 8 年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われる大変痛ましく、許しがたい事件が起きた。この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪であり、断じて容認できず、決して風化させてはならない。また、こうした事件が二度と繰り返されることがないよう、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け

て取り組まなければならない。

また、社会においては、子ども、女性、障害者、高齢者、本邦外出身者を始めとした外国につながるのある者、感染症患者、性的少数者等への不当な差別又は虐待等の人権問題は、依然として存在し、さらには、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題も発生している。

こうした状況を踏まえ、人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策の基本となる事項、不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項、声明に関する事項等を定めることにより、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (3) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向をいう。)、ジェンダーアイデンティティ(同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。)、障害、疾病、出身その他の属性(以下「人種等の属性」という。)を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を拒否すること、又は当該提供に当たって場所、時間帯等

を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別のうち取扱いによるものをいう。

(5) 本邦外出身者 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)第2条に規定する本邦外出身者をいう。

(6) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

(7) 障害者に対する不当な差別的言動 障害者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は障害者を著しく侮蔑するなど、障害者であることを理由として、障害者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(8) 表現活動 次に掲げる表現行為をいう。

ア インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法その他の不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われる表現行為

イ 表現行為の内容を記録した印刷物、光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)その他の物の販売若しくは頒布又は上映その他の表現行為の内容を拡散する表現行為

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない。

(表現の自由等への配慮)

第4条 この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進しなければならない。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、人権尊重の視点をもって取り組まなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第6条 市民等及び事業者は、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(推進指針)

第7条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針(以下「推進指針」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、推進指針にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。この場合において、第11条第1項に規定する調査等の結果を踏まえるものとする。

3 市長は、推進指針を策定しようとするときは、あらかじめ、相模原市人権施策審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進指針の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりを推進するため、市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 市は、市民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うものとする。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(多様な主体と連携した取組)

第10条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に向けた市民等の意識の醸成を図るとともに、効果的な人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に関する相談及び支援を行えるよう、関係行政機関、市民等、事業者、関係団体等の多様な主体と連携するよう努めるものとする。

(調査及び情報の収集)

第11条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。ただし、市長が公表することが適当でないとき、この限りでない。

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進

(不当な差別的取扱いの禁止)

第12条 何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(申立て)

第13条 市民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争(以下「差別事案」という。)について、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 市民等の家族その他の関係者は、当該市民等が不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、差別事案について、当該市民等に代わって、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

3 前項の申立ては、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反してすることができない。

4 第1項及び第2項の申立て(以下単に「申立て」という。)は、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。

(2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。

(3) 法令(民事調停法(昭和26年法律第222号)を除く。)に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。

(4) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。

- (5) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過したものであること。
- (6) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
- (7) 差別事案に係る相手方(以下単に「相手方」という。)が不明であるものであること。
- (8) さがみはら男女共同参画推進条例(平成16年相模原市条例第1号)第21条第1項の規定による申出をすることができるもの、相模原市子どもの権利条例(平成27年相模原市条例第19号)第22条第1項の規定による救済の申出をすることができるものその他の市の制度による救済の申出等を行うことができるものであること。ただし、申立てをしようとする差別事案が人種等の属性のうち複数の属性に関わるものである場合等、これらの制度で対応することが困難である場合を除く。
- (9) 市の区域外で生じたものであること。ただし、差別事案がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法により行われた場合であって、相手方が市民等又は事業者であるときは、市の区域内で生じたものとみなす。
(助言及びあっせん)

第14条 市長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者(前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。)、相手方その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと思われるときは、この限りでない。

2 市長は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 市長は、助言若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に係る市の機関(市長を除く。)に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 市長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ、相模原市人権委員会(以下「人権委員会」という。)の意見を聴くものとする。ただし、第2項の調査の結果等から人権委員会に意見を聴く必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

5 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が市であるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、市長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ、人権委員会の意見を聴くものとする。

6 市長は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(あっせんに関する勧告)

第15条 市長は、前条第1項のあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第16条 市長は、前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表)

第17条 市長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

(差別事案に係る調査)

第18条 人権委員会は、第14条第4項本文又は第5項の規定により意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で前項の調査を行わせることができる。

第3章 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等)

第19条 市長は、市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)

第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用の承認及びその取消しの基準その他必要な事項(以下「基準等」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により基準等を定める場合は、当該基準等に、公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのある案件に対し措置を講じようとするときは、当該措置の内容に応じて人権委員会へ意見聴取することについて定めるものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に係る拡散防止措置)

- 第20条 市長は、次に掲げる表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われた表現活動

(2) 市の区域外で行われた表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が市民等を対象としたものであると明らかに認められる表現活動

イ アに掲げる表現活動以外の表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

- 2 前項の場合において、市長は、当該表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該表現活動の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の解消に悪影響を与えると認められるとき、その他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

- 3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じようとするとき、又は第2項本文の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項本文の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動又は障害者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第21条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機(携帯用のものを含む。)を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものに例えるなど、著しく侮辱するもの

(勧告)

第22条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(命令)

第23条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

(公表)

第24条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあつては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する人権委員会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(人権委員会による調査)

第25条 人権委員会は、市長又は第20条第4項の規定により意見を聴かれ調査審議の対象となっている表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 人権委員会は、第22条第2項本文、第23条第2項本文若しくは前条第2項の規定により意見を聴かれ調査審議の対象となっている者又は前項の表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で第1項の調査を行わせることができる。

(報告)

第26条 市長は、第22条第2項ただし書又は第23条第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かず、第22条第1項の規定による勧告又は第23条第1項の規定による命令をしたときは、当該勧告又は命令をした後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。

(報告及び質問)

第27条 市長は、第22条から第24条までの規定の施行に必要な限度において、第21条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第22条第1項の規定による勧告若しくは第23条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 声明

第28条 市長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認める場合において、必要があると認めるときは、市民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。

2 市長は、前項の規定により声明を発出しようとするときは、あらかじめ、人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、その意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

3 人権委員会は、前項本文の規定により意見を聴かれたときは、市長が定めた期間内に市長に答申するものとする。

4 市長は、第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かず、第1項の規定により声明を発出したときは、当該声明を発出した後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。

5 人権委員会は、第2項本文の規定により意見を聴かれた場合においてその調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に意見を述べる機会を与えることができる。

第5章 人権委員会

(設置)

第29条 市長は、次の事項を行わせるため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、人権委員会を置く。

- (1) 第14条第4項本文及び第5項、第20条第4項、第22条第2項本文、第23条第2項本文、第24条第2項並びに前条第2項本文の規定により市長から意見を聴かれた場合(第19条第2項の規定により基準等に人権委員会への意見聴取について定めた場合において、当該基準等に基づき意見を聴かれたときを含む。)において、調査審議し、その結果を答申すること。
- (2) 第26条及び前条第4項の規定により市長から報告を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2章に規定する不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進に関する事項、第3章に規定する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項及び前章に規定する声明に関する事項について、市長から意見を聴かれた場合において、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。

(組織)

第30条 人権委員会は、委員7人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、人権委員会に、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第31条 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専門性を有する学識経験のある者から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

4 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第32条 人権委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、人権委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章(第19条を除く。)及び第4章の規定並びに附則第4項の規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2章(第12条を除く。)及び第19条の規定並びに附則第3項の規定 公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている推進指針は、第7条第1項の規定により策定された推進指針とみなす。

3 第2章(第12条を除く。)の規定は、申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

4 第3章(第19条を除く。)及び第4章の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われた表現活動又は不当な差別に該当する事案で深刻なものについて適用する。

(人権委員会の任期の特例)

5 第31条第2項本文の規定の適用については、人権委員会の委員の最初の委嘱に当たっては、同項中「2年」とあるのは、「1年又は2年」とする。

(検討)

6 市長は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項中「情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の委員」の次に「、人権委員会の委員及び臨時委員」を加える。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 8 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市人権施策審議会の項中「人権施策の」を「相模原市人権尊重のまちづくり条例(令和6年相模原市条例第 号)第7条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の意見を答申するとともに、人権施策の」に改める。

提案の理由

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、人権尊重のまちづくりに関する基本理念、市の責務及び施策の基本となる事項、不当な差別的取扱いの解決及び不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する事項、声明に関する事項等について所要の定めをいたしたく提案するものである。